

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東大阪市長 野田 義和

市町村名 (市町村コード)	東大阪市 (272272)	
地域名 (地域内農業集落名)	横小路地区 (横小路)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月14日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、市街化区域に隣接しており、エリアの西側部分については平坦で一部農地転用による宅地化などで農地以外の土地と混在化しており、エリアの東側部分については傾斜地で農地に高低差があり、全体的に狭小な農地が多数を占めている。
- ・野菜を中心に、一部水稻の生産を行っている。
- ・意向調査によれば、70歳以上の農業者が全体の46%（60歳台を含めると76%）と高齢化が進んでおり、後継者のいない農業者は25%にとどまっているものの、後継者はいるが就農未定が52%と多く、継承できない農地が多く発生することが懸念される。
- ・農地が農道と接していない、農道が狭いなど農業生産基盤が十分に整備されていないことに加え、今後、施設の老朽化による補修費等の維持経費が大きな負担になる恐れがある。
- ・農機具が高額で更新ができず、それを契機に農業離れが進む恐れがある。

【地域の基礎的データ】

農地所有世帯数：115戸

農地筆数：361筆

主な作物：野菜、水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・今後も野菜を主要作物としつつ、現状の担い手及びその後継者で農地が荒廃しないよう維持していく。ただし、所有者が耕作できない農地については、農地中間管理機構を活用して地域外からの担い手を募り、農地の集積・集約化、畑地化なども検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.40 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.40 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

地区内で現在、農業上の利用が行われている農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、農地の集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸し手からの希望に応じて、農地中間管理機構を通じて貸借を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

現状、大規模な基盤整備事業は検討しない。
ただし、農道や水路、農業用施設の老朽化に伴い随時、行政の補助事業も活用しながら整備・維持していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

関係機関と連携し、地域内外からの多様な経営体を募集する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

水稻栽培の作業委託、農地の保全管理等、必要に応じてJAグリーン大阪の農作業受託サービスを活用する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩その他
農機具購入時における行政の補助の充実を検討。